

令和8年度七尾市市内企業デジタル化推進業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度七尾市市内企業デジタル化推進業務

(2) 目的

本業務は、市内中小企業における人手不足や生産性向上等の経営課題に対応するため、デジタル技術の活用を通じた業務効率化及び経営力の向上を図るとともに、企業のデジタル化の現状及び課題を把握・分析し、市内企業の実態を可視化することを目的とする。

また、実態調査の結果を踏まえた伴走支援により、具体的な業務改善及びデジタル化の取組を推進し、再現性のあるモデル事例を創出するとともに、その成果を市内企業へ横展開することで、地域全体のデジタル化の水準の底上げ及び持続的成長の実現を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「令和8年度七尾市市内企業デジタル化推進業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

2 委託費の上限額

14,874,000円（消費税及び地方消費税を含む）

この金額は本業務の予定価格を示すものではなく、事業規模を示すためのものである。

提案のあった金額に基づき、提案上限額の範囲内で契約するものとし、参考見積書の金額が、本上限額を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての項目を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）、若しくはそれらと綿密な関係を有する者でないこと。
- (4) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (5) 本業務と同種又は類似業務の実績を有すること。

4 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和8年6月 8日 (月)
質問書の受付期限	令和8年6月 8日 (月) から 令和8年6月12日 (金) 午後5時まで
質問書に対する回答	令和8年6月16日 (火)
参加申込書の提出期限	令和8年6月26日 (金) 午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和8年7月 2日 (木) 午後5時まで
審査 (プレゼンテーション)	令和8年7月 8日 (水)
選定結果通知	令和8年7月14日 (火) 予定
契約締結	令和8年7月17日 (金) 予定

5 参加申込み及び質疑応答

本プロポーザルに参加する意思のある者は、下記により参加申込書 (様式第1号) を提出すること。
また、本プロポーザルへの参加にあたり質疑がある場合は、下記により質問書 (様式第2号) を提出すること。

(1) 提出方法

「11 問合せ及び書類提出先」に記載されたメールアドレスに次の期限までに提出すること。

(2) 提出期限

- ア 質問書 令和8年6月12日 (金) 午後5時まで (必着)
- イ 参加申込書 令和8年6月26日 (金) 午後5時まで (必着)

(3) 質問書の回答 令和8年6月16日 (火) までに七尾市ホームページに掲載する。

6 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加申込みをした者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類及び必要部数

- ア 企画提案提出書 (様式第3号) 【1部】
- イ 企画提案書 (任意様式) 【5部】

別添仕様書の業務内容の具体的な提案に加え、以下の内容を必ず盛り込むこと。

- ・本業務を遂行する上で重要な視点やポイント等
- ・業務を円滑に実施するための実施体制や進行管理等に関する工夫やアイデア
- ・本業務の実施にあたり、業務責任者のアピールできる資格、実績、経験等 (必要に応じて、その証拠書類を添付)

ウ 見積書 (任意様式) 【1部】

- ・経費の内訳を記載すること。
- ・消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。

・見積金額は、「2 委託費の上限額」を超えないこと。

エ 会社案内及び会社概要【1部】

オ 決算書（直近事業年度の貸借対照表と損益計算書が掲載されているもの）【1部】

カ 法人登記簿謄本【1部】

キ 業務実績報告書（様式第4号）【1部】

ク 国税及び地方税に未納がない旨の証明書（原本）【1部】

ケ 誓約書（様式第5号）及び役員名簿【1部】

(2) 提出期限

令和8年7月2日（木）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便）すること。

また、(1) イの企画提案書及びウの見積書は電子メールでも提出すること。

(4) 提出先

「11 問合せ及び書類提出先」に同じ

7 審査

(1) 審査方法

審査方法は、市が別に定める「七尾市市内企業デジタル化推進業務に関するプロポーザル審査委員会」（以下、「委員会」という。）が行う。

なお、審査に当たっては、「別表 評価基準表」に基づき、プロポーザル参加者（以下、「参加者」という。）によるプレゼンテーションの内容を審査し、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し、契約候補者を選定する。

(2) 委員会

ア 審査日時

審査日は令和8年7月8日（水）を予定しており、時間や場所、順番等の詳細については、参加者に対し別途連絡を行う。

イ 開催場所

七尾市役所

ウ 企画提案の所要時間（予定）

40分以内（準備5分、説明20分、質疑10分、片付け5分）

エ 出席者

原則3名以内とする。そのうち1名については、実際に市との窓口になり主に業務を担当する業務責任者としてすること。

オ その他

・プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受付順とする。

・プレゼンテーションに使用する備品として、モニター、テーブル、椅子、電源タップ及びマイク

クは七尾市で準備する。その他必要な資機材がある場合は、参加者が用意すること。

・その他説明に要する参加者の経費は、全て参加者の負担とする。

(3) 評価方法

提案内容について、「別表 評価基準表」に基づき数値（得点）で評価し、各委員の評価点数の合計が、満点の6割以上である参加者のうち、最高点を得た者を契約候補者として選定する。

参加者が1者のみであった場合でも、上記の最低基準で審査し、契約候補者を選定する。最高得点者が複数の場合は、委員会で協議のうえ選定する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は参加者に対して、令和8年7月14日（火）までに文書を発送して通知する。

また、電子メールでも通知する。

8 契約

契約候補者と七尾市は、企画提案の内容に基づき、協議のうえで仕様書の内容等を確定し、契約を締結する。なお、協議が調わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果の次点の契約候補者と協議する。

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- (1) 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合していない場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (4) 見積書が委託費の上限を超えた場合
- (5) 本要領及び仕様に適合していない場合
- (6) その他不正な行為があったと市が認めた場合

10 その他

- (1) 企画提案書の提出は1者1提案とする。
- (2) 企画提案書の作成等に要する費用は、参加者負担とする。
- (3) 業務の実施に当たって必要な経費（交通費、印刷費等）は、全て本業務委託の費用に含めることとし、別途経費を精算することはない。
- (4) 提出された企画提案書、その他の書類は、原則返却しない。
- (5) 提出された書類は、審査・契約に必要な範囲において複製することがある。
- (6) 参加申込者が1者のみであっても、当該事業者が参加資格を有する場合は、本プロポーザルを実施する。

11 問合せ及び書類提出先

〒926-8611 石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地
七尾市産業文化スポーツ部産業振興課

電話番号(直通) 0767-53-8565

FAX番号 0767-52-2812

E-mail sangyou-s@city.nanao.lg.jp

<問い合わせ、書類提出等に当たっての注意事項>

土日祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。